ロ　当該市町村の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとし、〇・〇八七七二五を超える場合は〇・〇八七七二五とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額／当該市町村の平均被保険者数 × 0.00000743 ＋ 0.001974

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　一万千三百八十六円に当該市町村の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二二一四三四七二一〇〇に当該市町村の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　一万四千四十七円七十一銭に当該市町村の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）の数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一九五七二八五五二七五に当該市町村の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2　（略）

3　一万千三百八十六円に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二二一四三四七二一〇〇を乗じて得た額との合計額が十九万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額 − 賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数 × 190,000円 − 11,386円）× 0.022143472100

4　一万四千四十七円七十一銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一九五七二八五五二七五を乗じて得た額との合計額が十六万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額 − 賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数 × 160,000円 − 14,047円71銭）× 0.019572855275

ロ　当該市町村の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとし、〇・〇九六九七六を超える場合は〇・〇九六九七六とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額／当該市町村の平均被保険者数 × 0.00000756 ＋ 0.002040

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　一万千六百六円四十五銭に当該市町村の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二三一二三七一四四五二に当該市町村の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　一万三千三百三十一円五十八銭に当該市町村の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）の数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一八七九四九八五五七五〇に当該市町村の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2　（略）

3　一万千六百六円四十五銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二三一二三七一四四五二を乗じて得た額との合計額が十九万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額 − 賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数 × 190,000円 − 11,606円45銭）× 0.023123714452

4　一万三千三百三十一円五十八銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一八七九四九八五五七五〇を乗じて得た額との合計額が十六万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額 − 賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数 × 160,000円 − 13,331円58銭）× 0.018794985750